



当初の育児休業の申立期間にかかわらず、保育所に入所できない場合には、育児休業給付の支給期間を延長してほしい（概要）

—行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん—

総務省中部管区行政評価局（高野修一（たかのしゅういち）局長）は、「育児休業期間中に支給される育児休業給付金は、1年以内の休業を申請をして改めて6月の延長を申請する者には6月延長されるのに、当初から1年を超える休業を申請した者は1年で打ち切られる。1年を超える育児休業を取得するのは、同じく子が保育所に入所できないためであるのに、このような差があることに納得できない。」との行政相談を受けました。

当局では、本申出について、行政苦情処理委員会（甲斐 一政（かい かずまさ）座長）に諮り、同委員会の意見を踏まえて、平成23年6月16日、愛知労働局に対し、育児休業給付金の運用の見直しを厚生労働本省と協議するようあっせんしたところ、23年9月26日、愛知労働局から、今後は1年を超える育児休業を申請した者であっても保育所に入所できない等の理由があれば、育児休業給付も延長するとの回答があり、全国的に改善が図られることになりました。

※ 行政苦情処理委員会：国民の意見を反映した行政苦情の解決を推進することを目的とする委員会。中部管区行政評価局長が委嘱する民間の有識者で構成する。

〈本件照会先〉

総務省中部管区行政評価局

行政相談課長 深山

電話 052(972)7416

【行政相談の要旨】

子どもが1歳6月になるまでの育児休業を申請した。これは、①1歳までとした場合、年度途中となり保育所の入所が難しくなるため、区切のよい4月までとしたこと、②休業期間中は雇用保険法に基づく育児休業給付金を受給するが、1歳到達後であっても保育所の入所が困難等の理由があれば、育児休業給付金の支給も1歳6月になるまで延長されると聞いていたことによるものであった。

ところが、子どもが1歳になる前に育児休業給付金の支給延長を申請したところ、育児休業を1歳までとしていた者については休業の延長期間に併せて給付金の支給も延長するが、1歳を超える育児休業を申請していた者については延長を認めないとされた。1年を超える育児休業を取得するのは、同じく子が保育所に入所できないためであり、このような差があることに納得できない。

【制度の概要等】

（育児休業制度）

○労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するための休業制度

○保育所に入れられないなど一定の理由があれば、子が1歳6月に達するまで休業が可能

※根拠法令：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

（育児休業給付制度）

○満1歳未満の子を養育するために休業した雇用保険被保険者に一定の給付金を支給することによって、育児休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・促進し、職業生活の継続を支援する制度

○保育所に入れられないなど一定の理由があれば、子が1歳6月に達するまで支給期間の延長が可能

※根拠法令：雇用保険法

【当局の調査結果】

- ① 育児休業は育児・介護休業法に基づく制度であり、育児休業給付金は雇用保険法に基づく別個の制度
厚生労働省は、両制度を一体的なものとして扱い、当初から育児・介護休業法が例外としている1年を超える育児休業を申請した者には、育児休業給付金の支給延長は認めないとの扱い
- ② この結果、子が1歳に達した時点で、同じく保育所に入所できない状況にありながら、当初の育児休業を1年以内として申請した者は育児休業給付金の支給が延長され、1年を超える申請をした者は延長されないことになる。

・育児休業(育児・介護休業法)

<原則>子が1歳となるまでの1年

<例外> 6月まで延長

・育児休業給付金(雇用保険法)

<原則>子が1歳となるまでの1年

<例外> 6月まで延長

育児休業と給付金は一体であり、例外である1年を超える育児休業申請には給付金の延長なしと運用。

- ③ 保育所入所の待機児童数は、経年的に増加。特に、1・2歳児が増加しており、子が1歳に達した後も育児休業を取得する者は増加するものと見込まれる。(表2)

		<平成19年4月>	<平成22年4月>
※ 保育所待機児童数(全国) :	全待機児童数	17,926人(100)	→ 26,275人(146)
	うち1・2歳児	10,873人(100)	→ 17,829人(164)

- ④ 国家公務員は一般労働者と根拠法は異なるものの、ほぼ同じ制度設計。育児休業と育児休業給付金を別個の制度として扱い、1年を超える育児休業を申請した者でも、1歳時に保育所に入所できない等の理由があれば、育児休業給付金も支給を延長

【苦情処理委員会の主な意見】

- ① 少子化対策は喫緊の課題である。1歳時の保育所入所がなかなか困難である等の状況を考慮すると、子育て支援を一層促進する観点からは、本件のようなケースについても、育児休業給付を延長することが適当である。
- ② ほぼ同じ制度設計でありながら、一般労働者と国家公務員とで育児休業給付の取扱いが異なることは、国民の理解を得ることは難しい。一般労働者についても1年を超えた育児休業を申請した場合であっても、保育所に入所できない等の理由があれば、育児休業給付の支給を延長することが必要である。

【中部管区行政評価局の対応】

平成23年6月16日に、愛知労働局に対し、次の事項についてあっせん。

- ① 育児休業給付が少子化という我が国の喫緊の課題への対応策の一つであることを踏まえ、その運用のあり方について厚生労働本省と協議すること。
- ② 当面の間、育児休業給付が適切に支給され、その効果が最大限発現できるよう、育児休業給付の支給期間の延長に必要な要件・手続等を、分かりやすく説明し、その周知を図ること。

【改善措置結果】

当局によるあっせんに対し、愛知労働局は、平成23年9月26日、次のとおり回答。

- ① 今後は、1年を超える育児休業を申請した者であっても、保育所における保育が行われない等の一定の延長事由に該当し、他の支給要件を全て満たしている場合には、育児休業給付を延長する。(この旨、厚生労働本省から各都道府県労働局長あてに通知)
- ② このことを管内各公共職業安定所において、各事業主等に対し、窓口及び事業主等を対象とする説明会等を活用し、周知を図る。
なお、改正前の運用に基づき支給期間の延長には該当しないとして、過去に不支給決定を行った育児休業取得者を雇用する事業主に対しては、今後の取扱いについて、すみやかに周知を行う。

《参考》 当局が愛知労働局に対してあっせんを行った(本年6月16日)後、本年7月27日付けで、労働保険審査会において、本件行政相談と同様の事案について、育児休業給付金を支給しない旨の処分は失当である旨の裁決がなされている。

表1

育児休業給付金の支給実績

(単位:人)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
全国の初回受給者(指数)	118,339 (100)	131,542 (111)	149,054 (126)	166,661 (141)	183,542 (155)
うち 愛知県(指数)	5,593 (100)	6,167 (110)	7,187 (128)	8,368 (150)	9,530 (170)

表2

保育所入所待機児童数の推移(毎年4月1日時点)

(単位:人)

区分	平成19年	20年	21年	22年
全国の待機児童数 <指数>	17,926 <100>	19,550 <109>	25,384 <142>	26,275 <146>
うち0歳(%)	2,609 (11.5)	2,404 (12.3)	3,304 (13.0)	3,708 (14.1)
うち1・2歳(%)	10,873 (60.7)	12,460 (63.7)	17,492 (68.9)	17,829 (67.9)
うち3歳以上(%)	4,984 (27.8)	4,686 (24.0)	4,588 (18.1)	4,738 (18.1)
名古屋市の待機児童数 <指数>	342 <100>	428 <125>	595 <174>	598 <175>